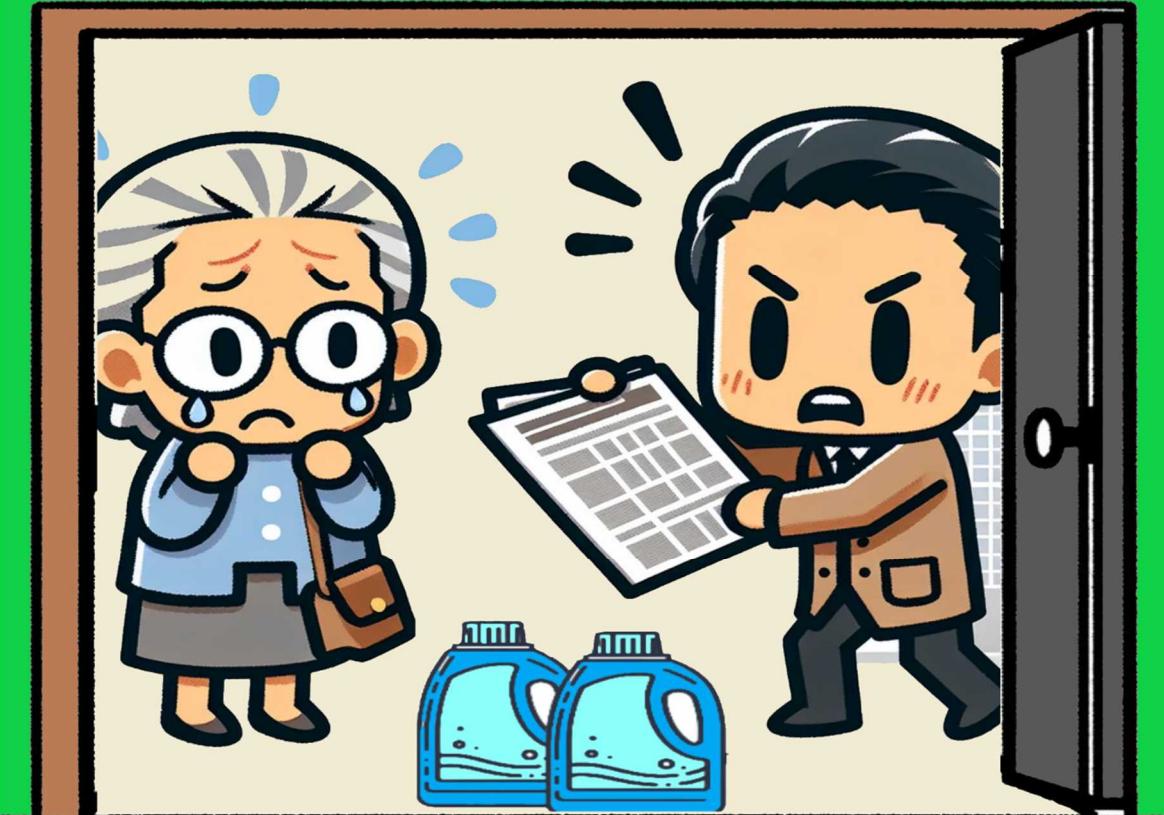




ねが フォローをお願いします!!

しんぶんかんゆう ことわ
けいやく
しつこい新聞勧誘を断れず契約した



しんぶんかんゆう ことわ
けいやく
かいやく
そうだん
「新聞勧誘を断れず契約したが、解約したい」という相談です。

- ① 8日間はクーリング・オフできます。
- ② 不適切な勧誘で契約した場合、解約できます。

あ まえ あいて かくにん こうどく いし ことわ
ドアを開ける前に相手を確認し、購読の意思がなければ断りましょう。

そうだん はや さっぽろししょうひしゃ
トラブルの相談は早めに札幌市消費者センター(☎728-2121)又は消費者ホットライン(☎188)へ

【相談件数が急増した商品役務】

●光ファイバー (9月8件→10月20件)

相談

けいやくちゅう けいたいぎょうしゃ な の りょうきん やす かんゆうでんわ てつづ ねが
契約中の携帯業者を名乗り、料金が安くなると勧誘電話がきて、手続きをお願い

けいやくちゅう べつぎょうしゃ ひかりかいせん けいやくしょ けいやくちゅう ひかりかいせん かいやく あんない
した。契約中とは別業者の光回線の契約書と、契約中の光回線を解約する案内

ゆうそう き べつぎょうしゃ けいやく き
が郵送されて来た。別業者と契約する気はないが、どうしたらよいか。

助言

でんきつうしんじぎょうほう でんわかんゆう けいやく
電気通信事業法では、電話勧誘で契約するときは、

①事前に書面を交付する義務があり

けいやくしょ う と にちかん しょ けいやくかいじょ
②契約書面を受け取ってから8日間は初期契約解除ができる、と決められ
ています。

けいやくしょ しょ けいやくかいじょ こうもく かくにん きさい したが じぎょうしゃ つうち
契約書の初期契約解除の項目を確認し、記載に従って事業者に通知しま
しょう。

かいけつ ぱあい さっぽろししょうひしゃ そう
トラブルが解決しない場合、札幌市消費者センター (TEL728-2121) へご相
談ください。

訪問販売は
お断りします!



このステッカーの掲示により、訪問販売の
勧誘を拒絶しています。断りの意思表示を
している消費者への勧誘は、
法律・条例で禁止されています。

ほうもんはんぱい こま
しつこい訪問販売に困っていませんか？

ほうもんはんぱい ことわ けいじ ほうもん はんぱいかつどう きよぜつ いし
訪問販売お断りステッカーを掲示することで、「訪問による販売活動を拒絶する意思

ひょうじ むし こういん ほうもんはんぱい
表示をしていることになり、このステッカーを無視して強引な訪問販売をすることは

さっぽろし じょうれいいはん
札幌市の条例違反となります。

はいふ きぼう ぱあい さっぽろししょうひせいかつか
配布をご希望される場合は、札幌市消費生活課(211-2245)までご連絡ください。